北本市ふるさと納税 寄附申出書

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 令和 |  | 年 |  | 月 |  | 日 |

北 本 市 長　あて

|  |  |
| --- | --- |
| 住所 | 〒 |
|  |
|  |  |
| 電話番号 |  |
| 電子メール |  |

私は、北本市を応援するため、次のとおり寄附を申し出ます。

|  |  |
| --- | --- |
|  | 円 |

１　寄附金額

２　納付方法

　　いずれか１つに「○」をご記入ください。

※納付書を郵送しますので、下記の金融機関でお振込みください。

|  |  |
| --- | --- |
| 納付方法 | 記入欄 |
| 納付書(ゆうちょ以外の銀行) |  |
| 納付書(ゆうちょ銀行、郵便局) |  |
| 現金書留 |  |
| 窓　　口 |  |

※クレジットカード、その他の方法による納付は、「ふるさとチョイス」、「ふるなび」、「楽天ふるさと納税」等、各種ふるさと納税ポータルサイトからお申込をお願いします。

【振込手続きができる金融機関（本・支店）】※下記金融機関では、手数料はかかりません。

（指定金融機関）埼玉りそな銀行

（収納代理金融機関）埼玉縣信用金庫、武蔵野銀行、さいたま農業協同組合、東和銀行、大光銀行、りそな銀行、川口信用金庫、ゆうちょ銀行・郵便局

３　寄附金の使途

　　いずれか１つに「○」をご記入ください。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 記入欄 | 事業名 | 記入欄 | 事業名 |
|  | 若者の移住・定住・交流促進に関する事業 |  | みんなが参加し育てるまちづくりに関する事業 |
|  | めざせ日本一、子育て応援都市に関する事業 |  | 快適で安心・安全なまちづくりに関する事業 |
|  | 子どもの成長を支えるまちづくりに関する事業 |  | 活力あふれるまちづくりに関する事業 |
|  | 健康でいきいきと暮らせるまちづくりに関する事業 |  | 健全で開かれたまちづくりに関する事業 |
|  | 特に使途について希望なし |  |  |

４　返礼品

　　５，０００円以上の寄附をしていただいた**市外在住の方**を対象に、返礼品を用意しています。

**返礼品は、寄附申込者又は送付先の「住所・氏名・電話番号」を返礼品取扱事業者に提供し、事業者から直接発送いたします。**（北本市と返礼品取扱事業者との間では、「個人情報の保護に関する覚書」を取り交わし、個人情報の保護に配慮しています。）

返礼品の詳細は、ふるさと納税総合サイト**「ふるさとチョイス」、「ふるなび」、「楽天ふるさと納税」等**の北本市のページにてご確認ください。返礼品カタログを郵送することもできます。下記担当宛にご連絡ください。

　※色の選択が可能な返礼品は、色の希望についてもご記入ください。

　※寄附額の範囲内であれば、最大１０個まで選択出来ます。

　※寄附者以外の送付先を希望される場合は、送付先に○をつけ、送付先住所、氏名、電話番号をご記入ください。

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 返礼品名 | | 個数 | 送付先 | 返礼品名 | 個数 | 送付先 |
|  | |  |  |  |  |  |
|  | |  |  |  |  |  |
|  | |  |  |  |  |  |
|  | |  |  |  |  |  |
|  | |  |  |  |  |  |
|  | | |  |  | |  |
| 返礼品を希望しない |  | | ←返礼品を希望しない方は、○をつけてください。 | | | |

返礼品送付先（寄附者以外の送付先を希望される場合のみ記入）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 住所 | 〒 | |
|  | |
|  |  | 電話番号 |

５　ふるさと納税ワンストップ特例について

|  |  |
| --- | --- |
| ふるさと納税ワンストップ特例の申請書の送付を希望する場合は、右欄に「○」をご記入ください。後日、手続き書類をお送りいたします。 |  |

６　北本市への応援メッセージ

|  |
| --- |
|  |

* 問合せ先 ■

〒３６４－８６３３　　埼玉県北本市本町１－１１１　　北本市役所

電　話 ０４８－５９１－１１１１ ／ 電子メール [citypro@city.kitamoto.lg.jp](mailto:citypro@city.kitamoto.lg.jp)（市長公室）

○ふるさと納税の制度･趣旨に関すること…市長公室

○ふるさと納税による税金の控除に関すること…税務課、又は最寄りの税務署